

新旧対照表（ちょコム送金利用規約1）

| 変更後 | 変更前 |
|---|--|
| <h2 data-bbox="43 154 244 187">第2条（定義）</h2> <p data-bbox="43 215 996 329">1 ちょコム送金とは、ちょコム会員が当社サーバー上にちょコム送金口座（以下、「送金口座」といいます。）を開設し、当社サーバーに接続することにより、電子的価値をもって送金することを可能とする次のサービスをいいます。（以下、電子的価値を送金する者を「送金人」といい、電子的価値を受け取る者を「受取人」といいます。）</p> <p data-bbox="43 358 996 415">(1) 送金口座で管理される電子的価値を他の送金口座へ移動させて送金することを可能とするサービス（以下、「送金口座間の送金」といいます。）</p> <p data-bbox="43 444 996 529">(2) クレジットカード、または銀行振込で購入した電子的価値を送金資金に充て、第三者（法人を含む）の銀行等の口座等へ送金することを可能とするサービス（以下、「送金口座以外への送金」といいます。）</p> | <h2 data-bbox="1056 154 1257 187">第2条（定義）</h2> <p data-bbox="1056 215 2009 329">1 ちょコム送金とは、口座保有者が当社サーバー上にちょコム送金口座（以下、「送金口座」といいます。）を開設し、当社サーバーに接続することにより、電子的価値をもって送金することを可能とする次のサービスをいいます。（以下、電子的価値を送金する者を「送金人」といい、電子的価値を受け取る者を「受取人」といいます。）</p> <p data-bbox="1056 358 2009 415">(1) 送金口座で管理される電子的価値を他の送金口座へ移動させて送金することを可能とするサービス（以下、「送金口座間の送金」といいます。）</p> <p data-bbox="1056 444 2009 529">(2) クレジットカードで購入した電子的価値を送金資金に充て、第三者（法人を含む）の銀行等の口座等へ送金することを可能とするサービス（以下、「送金口座以外への送金」といいます。）</p> |
| <h2 data-bbox="43 589 499 622">第4条（本人確認及び本人認証）</h2> <p data-bbox="43 651 996 793">2 ちょコム送金を利用しようとする者は、当社により、送金口座へのログイン時に入力されたメールアドレス、電話番号、ちょコム会員ログインパスワード、IPアドレス等と、ちょコム送金口座開設時に登録のメールアドレス、電話番号、ちょコム会員ログインパスワード、IPアドレス等との照合による一致の確認を受けることで、当社の本人認証を受けるものとします。</p> | <h2 data-bbox="1056 589 1510 622">第4条（本人確認及び本人認証）</h2> <p data-bbox="1056 651 2009 765">2 ちょコム送金を利用しようとする者は、当社により、送金口座へのログイン時に入力されたメールアドレス、電話番号、ちょコム会員ログインパスワードと、ちょコム送金口座開設時に登録のメールアドレス、電話番号、ちょコム会員ログインパスワードとの照合による一致の確認を受けることで、当社の本人認証を受けるものとします。</p> |